

(仮称) 呉市斎場整備等事業

実施方針

平成 14 年 12 月

呉 市

【目次】

特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業選定に当たっての考え方等に関する事項	4
民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定の方法	5
2 事業者の募集及び選定の手順	5
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	5
4 民間事業者の審査及び選定に関する事項	6
5 提案書類の取扱い	7
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
1 基本的考え方	8
2 予想されるリスクと責任分担	8
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリングの実施）	8
公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
1 施設の立地条件	9
2 建物等の設計要件	9
事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	11
事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	11
1 民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	11
2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	11
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	11
4 融資機関（融資団）と市との協議	11
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	12
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	12
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	12
3 その他の支援に関する事項	12
その他特定事業の実施に関し必要な事項	12
1 議会の議決	12
2 情報公開及び情報提供	12
3 入札に伴う費用負担	12
4 実施方針の説明会の開催	12
5 実施方針に関する質疑・回答	13
6 連絡先	13
別添資料1：リスク分担に関する基本的考え方	14
別添資料2：事業スキーム(例)	16
別添資料3：位置図	17
別添資料4：敷地現況図	18
別添資料5：(様式1)	19
別添資料6：(様式2)	20

呉市（以下「市」という。）は、呉市斎場整備等事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）にのっとり、実施することを前提に計画を進めています。

本実施方針は、PFI 法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、事業の実施に関する方針として定めるものです。

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

（仮称）呉市斎場整備等事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

火葬場

(3) 公共施設等の管理者の名称

呉市長 小笠原 臣也

(4) 事業目的

現「呉市斎場」は、操業開始から約 30 年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。また、火葬場の利用件数は増加傾向にある一方、業務の性質上、利用日や利用時間の調整は難しく、特に利用が集中した場合、現行施設では待合室等のキャパシティを越える場合もあるなど利用ニーズ等への対応、会葬者に対するサービスの向上が課題となっています。

これらの諸課題への具体的対応を図るため、民間事業者の資金、技術力及び運営能力等に期待して、建て替えによる新たな斎場（火葬場）の整備等を行うものです。

したがって、本事業は、市の重要な公共サービスを担う火葬場として、会葬者のニーズや心情に十分配慮し、厳粛な葬儀を滞りなく行うにふさわしい施設の整備等を目的とするとともに、環境やユニバーサルデザインに配慮した施設の整備等を図ることとします。

(5) 関連法令等の遵守

本事業を実施する民間事業者は、火葬場施設の設計、施工、運営、維持・管理を行うに当たって、次の関係法令等を遵守しなければなりません。

ア 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 28 年法律第 48 号）

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 251 号）

エ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

オ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

カ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法。平成 12 年法律第 104 号）

キ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハ-

- トビル法。平成 6 年法律第 44 号)
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ケ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号)
- コ 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- サ 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)
- シ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- ス 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- セ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- ソ 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)
- タ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- チ 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号)
- ツ 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第 52 号)
- テ 墓地, 埋葬等に関する法律施行細則 (昭和 54 年広島県規則第 21 号)
- ト 広島県福祉のまちづくり条例 (平成 7 年広島県条例第 4 号)
- ナ 広島県建築基準法施行条例 (昭和 47 年広島県条例第 16 号)
- その他関係法令等

(6) 特定事業の範囲

斎場(火葬場)は公共サービスを担う施設としてその機能を間断なく維持しなければならない施設であり,建て替えに当たっては火葬業務が中断されないよう配慮する必要があります。

本事業では, P F I 法に基づき, 呉市焼山町字鍋土 723 番 24 に, 市の公共サービスを担う呉市斎場を新たに建設し, 火葬業務等の運営及び施設の維持管理業務等を遂行することを特定事業の範囲とします。特定事業の範囲は, 次のとおりです。

ア 施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計及びその関連業務
 - (イ) 施設の建設及びその関連業務
 - (ウ) 既存施設の解体及びその関連業務
 - (エ) 工事監理業務
 - (オ) 建築確認申請等の手続業務及びその関連業務 (必要となる官庁への諸手続を含む。)
 - (カ) 施設の所有権移転に関する業務

イ 施設の維持管理業務

- (ア) 建物保守管理業務 (点検・保守, 修繕)
- (イ) 建築設備保守管理業務 (点検・保守, 運転・監視, 修繕)
- (ウ) 火葬炉保守管理業務 (点検・保守, 修繕)
- (エ) 清掃業務 (建物内部及び敷地内の清掃)
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 植栽・外構維持管理業務
- (キ) 警備業務

ウ 施設の運營業務

(ア) 火葬受付・案内業務（使用料徴収業務を除く。）

(イ) 告別業務

(ウ) 炉前業務

(エ) 火葬業務（火葬炉運転・監視）

(オ) 収骨業務

(カ) その他上記各業務に関連する業務

具体的な業務範囲については、(仮称) 呉市斎場整備等事業 要求水準書にて提示します。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要スケジュールは、次のとおりです。

- 事業者との仮契約締結 平成 16 年 2 月
- 事業者との本契約締結 平成 16 年 3 月
- 施設の設計・建設・現斎場の解体 平成 16 年 4 月～平成 18 年 7 月
- 施設の所有権の移転 平成 18 年 3 月
- 施設の供用開始（火葬業務開始） 平成 18 年 4 月
- 施設の維持管理・運営 平成 18 年 4 月～平成 38 年 3 月

(8) 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日までとします。なお、運営期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 20 年間とします。

(9) 事業方式・事業分類

施設については、BTO 方式（Build-Transfer-Operate：民間事業者が施設を建設し、施工完了後速やかに市に所有権を譲渡し、事業期間中、当該施設の運営・維持管理業務を遂行する方式）を事業手法とし、事業分類はサービス購入型とします。

(10) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のものから構成されます。

ア 市は、民間事業者が本事業に要する費用のうち施設の設計・建設工事等に係る費用については、事業期間中あらかじめ定める額を割賦方式により事業者に支払います。

イ 市は、民間事業者が本事業に要する費用のうち施設の維持管理・運營業務に係る費用については、物価変動等を勘案して定める額を事業期間中事業者に支払います。なお、斎場は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の「公の施設」として位置付け、斎場使用料は、市の収入になります。

2 特定事業選定に当たっての考え方等に関する事項

(1) 選定に当たっての考え方

市は、次の点を検討した上で、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定します。

ア 事業期間中における公的財政負担について、火葬場施設等の建設費、運営・維持管理費を含む当該事業の総事業費等についての定量的評価を行います。その結果、PFI 事業として実施することにより市の公的財政負担の縮減が見込まれると判断されること。

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

イ 事業期間中の事業リスク及び公共サービスの水準について定性的評価を含む客観的評価を行います。その結果、公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が可能又は期待できると判断されること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、その評価結果は公表します。

ア VFM の検討による定量的評価

イ 本事業を PFI 事業として実施することについての定性的評価

ウ 民間事業者に移転されるリスクの検討等を含む総合的評価

(3) 選定結果の公表

上記方針にのっとり、特定事業を選定した場合、VFM 評価結果を明らかにした上、市のホームページ等により公表します。

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定です。

2 事業者の募集及び選定の手順

（1）募集及び選定のスケジュール（予定）

本事業における募集及び選定のスケジュール（予定）は、次のとおりです。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ● 実施方針の公表 | 平成14年12月6日 |
| ● 実施方針に関する説明会 | 平成14年12月13日 |
| ● 実施方針に関する質問の受付 | 平成14年12月16日～20日 |
| ● 実施方針に関する質問の回答 | 平成15年1月24日 |
| ● 特定事業の選定・公表 | 平成15年3月 下旬 |
| ● 入札の公告及び入札説明書の配布 | 平成15年6月 下旬 |
| ● 入札説明書に関する説明会 | 平成15年6月 下旬 |
| ● 入札説明書に関する質問の受付 | 平成15年6月 下旬 |
| ● 入札説明書に関する質問の回答 | 平成15年7月 下旬 |
| ● 参加表明及び資格審査申請書類受付 | 平成15年7月 下旬 |
| ● 資格審査結果通知 | 平成15年8月 中旬 |
| ● 入札（提案書提出） | 平成15年10月 下旬 |
| ● 落札者決定及び公表 | 平成15年12月 下旬 |
| ● 仮契約締結 | 平成16年2月 中旬 |
| ● 事業契約締結 | 平成16年3月 下旬 |

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとします。

ア 入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、火葬炉を設計・製作する企業（以下「火葬炉企業」という。）、施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定めるものとします。ただし、火葬炉企業は構成員として義務付けるものではなく、協力企業（入札参加者から業務を受託する企業）としても良いこととします。その場合は火葬炉企業名を明らかにしていただきます。

イ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできません。ただし、一入札参加者の構成員である火葬炉企業については、他の入札参加者の協力

企業となることが可能です。

- ウ 建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねることも認めます。
- エ 建設企業や火葬炉企業が維持管理企業や運営企業の一部又は全部を兼ねることも認めます。
- オ 維持管理企業が運営企業の一部又は全部を兼ねることも認めます。
- カ 落札者は仮契約締結までに本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」といい、商法上の株式会社とする。)を市内に設立するものとし、少なくとも代表企業はSPCに対して出資してください。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとします。

- ア 設計企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 建設企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。また、市の平成15年度入札参加資格を有している者で、入札説明書に示す基準を満たすこと。
- ウ 火葬炉企業は、1施設において同時期に10基以上の火葬炉の納入・設置実績のある者であること。
- エ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力会社となることはできません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 資格審査申請時から入札時に市の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近1年間の法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- エ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している次の者
 - (ア) 財団法人 都市経済研究所
 - (イ) 株式会社 日立建設設計
 - (ウ) 河野法律事務所

4 民間事業者の審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成する審査委員会にて行うものとします。

(2) 審査の手順及び方法

審査委員会は、次の内容により事業提案に係る審査を行います。具体的な落札者決定基準は、入札公告時に公表します。

- ア 参加資格審査
 - (ア) 入札参加者の具備すべき参加資格要件の有無

イ 入札書類審査

(ア) 事業提案内容の審査

(イ) 入札価格

(3) 審査結果の公表

審査結果の概要は、市のホームページ等により公表します。

5 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は市に帰属しませんが、市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとします。

(2) 提案書類の返却

提出書類は、返却いたしません。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業においては、市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供することを目指しています。原則として、民間事業者、市それぞれが担当する業務については、それぞれが責任を持って遂行し、業務に伴って発生するリスクは、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担するものとします。ただし、事業者及び市のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、事業者と市との役割分担及びリスク分担への対応能力の観点から、リスクを負担することとします。

2 予想されるリスクと責任分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として別添資料 1「リスク分担に関する基本的な考え方」によることとし、その具体的内容については、入札公告時に示し、契約書等において明文化することとします。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリングの実施）

市は、本事業の目的を達成するために、民間事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求された水準を達成しているか否かを確認するため、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理・運営時に定期的にモニタリングを行います。

モニタリングにより、民間事業者が実施する施設の設計、建設、維持管理・運営について、契約で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、民間事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることとします。市が修復勧告を行ったにもかかわらず、修復勧告対象となった事項が改善されない場合、サービスに対する支払の減額等を行うこととします。モニタリングの方法や減額措置等の詳細内容については入札公告時に示し、契約書等において明文化することとします。

モニタリング費用は、原則、市の負担とします。

公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 建設計画地

呉市焼山町字鍋土 723 番 24

(2) 敷地面積

19,979.10 m² (平坦部 : 10,161.08 m²)

(3) 地域地区等

用途地域 : 市街化調整区域

建ぺい率 : 70%

容積率 : 400%

2 建物等の設計要件

(1) 対象となる公共施設等の概要

各部門の施設構成は、おおむね次のとおりとし、施設要件等の詳細については、平成 13 年度に市が実施した「呉市斎場建設基本計画書」の概要版を特定事業の選定・公表時に配布します。

ア 全体規模

(ア) 延床面積 : 3,700 ~ 4,100 m²

イ 火葬部門

(ア) 炉室 (火葬炉 10 基, 汚物炉 1 基, 動物炉 1 基)

(イ) 告別室 (3 室)

(ウ) 収骨室 (3 室)

(I) 炉前ホール

(オ) その他付帯施設

ウ 待合部門

(ア) 待合ホール

(イ) 待合個室 (7 室)

(ウ) 売店コーナー

(I) その他付帯施設

エ 外構部門

(ア) 駐車場 (マイクロバス 9 台, 普通乗用車 100 台 (うち身障者用駐車場 3 台))

(イ) 無縁塔 (現施設を使用する場合を除く。)

(ウ) 植栽

(I) その他付帯施設

(2) 解体の対象となる既存施設の概要

解体の対象となる既存施設の概要は、次のとおりです。解体方法については、入札公告時に示すとともに、既存施設の実施設設計図を配布します。

ア 構造，階数

(ア) 鉄筋コンクリート構造，平屋建て

イ 建築面積等

(ア) 火葬棟：約 608 m²(火葬炉 10 基，汚物炉 1 基)

(イ) 待合棟：約 510 m²

(ウ) 管理人棟：約 37 m²

(エ) 無縁塔：約 20 m²(現施設を使用する場合を除く。)

(オ) その他関連施設

事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書等に規定する具体的措置に従うものとします。また、契約に関する紛争については、広島地方裁判所呉支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとします。

1 民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

事業の継続が困難となった場合（民間事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合など）責任の所在を明文化するとともに、契約書等に示す規定に従い対応することとします。

民間事業者が事業を継続することが困難であるとの懸念が生じた場合、市は、民間事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとします。民間事業者に一定の修復期間を与えて、民間事業者の事業遂行能力の修復を待つこととします。

修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは民間事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市は、民間事業者との契約を解除できるものとし、施設の維持管理運営に係る新たな民間事業者を公募することを原則とします。

市が事業契約を解除した場合、民間事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。

2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は事業契約を解除することができるものとします。

この場合、市は民間事業者に生じた損害を賠償するものとします。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従うものとします。

4 融資機関（融資団）と市との協議

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について民間事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市が直接協議を行うことがあります。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点において、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していません。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1)民間事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を民間事業者が受けられるよう努めるものとしします。

(2)現時点で想定される財政上、金融上の支援等に関する事項は、日本政策投資銀行による融資です。

(3)市からの補助金、出資等の財政支援は行わないものとしします。

3 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力します。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議を行い、対応策を検討します。

その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

(1)長期債務負担行為設定に関する議案を提出する予定です。(平成15年3月)

(2)PFI契約に関する議案を提出する予定です。(平成16年3月)

2 情報公開及び情報提供

呉市情報公開制度に基づき情報公開を行います。なお、適宜、市のホームページを通じて情報を提供します。

3 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とします。

4 実施方針の説明会の開催

実施方針に関する説明会を次のとおり開催します。

(1)日時：平成14年12月13日(金)午後1:30~

(2)場所：呉市つばき会館 6F 第2,第3サークル室

(3)受付方法：参加を希望するものは、電子メール、郵送又はファクシミリにより平成14年12月11日(水)までに、参加希望書(様式1)を6の連絡先に提出することとします。

(4)参加人数：1社2名以下でお願いします。

5 実施方針に関する質疑・回答

実施方針に関する質疑応答等を次のとおり実施します。

- (1) 質問方法：内容を簡潔にまとめ、意見書・質問書（様式2）に記入し、提出することとします。
- (2) 日時：平成14年12月16日（月）～12月20日（金）（最終日の締切りは午後5時）
- (3) 提出方法：6の連絡先に電子メール、又は郵送により提出することとします。郵送による場合は磁気データも合わせて提出してください。（郵送の場合は最終日の消印有効）
- (4) 回答：平成15年1月24日（金）までにホームページにて回答を行います。
- (5) (仮称)呉市斎場整備等事業ホームページアドレス
<http://www.city.kure.hiroshima.jp/kureinfo/shisei595.html>

6 連絡先

〒737-8509

呉市中央6丁目2-9 呉市つばき会館

呉市環境部 環境政策課

担当：小原

Tel：0823-25-3298，3296

Fax：0823-32-1621

メールアドレス：kansei@city.kure.hiroshima.jp

別添資料1：リスク分担に関する基本的考え方

(1) 共通リスク

リスク項目	リスクの概要	市	民間	分担
募集リスク	入札説明書等の誤り，内容の変更等			
資金調達リスク	必要な資金の確保			
法制度リスク	法制度の新設，変更			
税制度リスク	法人税等収益関係税の変更 上記以外の変更			
金利リスク	建設期間中の金利の変更 運営期間中の金利の変更			
物価リスク	建設期間中の物価変動 運営期間中の物価変動			
許認可リスク	市が取得すべき許認可 民間事業者が取得すべき許認可			
住民対応リスク	着工前の段階における施設，運営に対する住民の 反対運動等が生じた場合 民間事業者による調査，設計，建設，運営に関する 住民の反対運動，訴訟等が生じた場合			
第三者賠償リスク	市の責めによるもの 民間事業者の責めによるもの			
不可抗力リスク	戦争，風水害，地震等，第三者の行為その他自然的 又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲 を超えるもの			
事業の中止・延期等に関するリスク	市の指示，議会の不承認によるもの 事業者の事業放棄，破綻によるもの			

(2) 設計リスク

リスク項目	リスクの概要	市	民間	分担
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査 民間事業者が実施した測量・調査			
設計遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用 増加をもたらす場合 民間事業者の事由により詳細設計が一定期間に完 結せず費用増加をもたらす場合			
設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場 合 民間事業者の事由により設計変更が生じ費用が増 加する場合			

(3) 建設リスク

リスク項目	リスクの概要	市	民間	分担
用地リスク	建設に関する資材置場の確保 地中障害物、土壌汚染			
工事費増大リスク	市の要請による費用超過、建設遅延による費用超過 上記以外のもの			
工事遅延リスク	市の要請により工事が遅延し、又は完工しない場合 上記以外のもの			
性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）			
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			

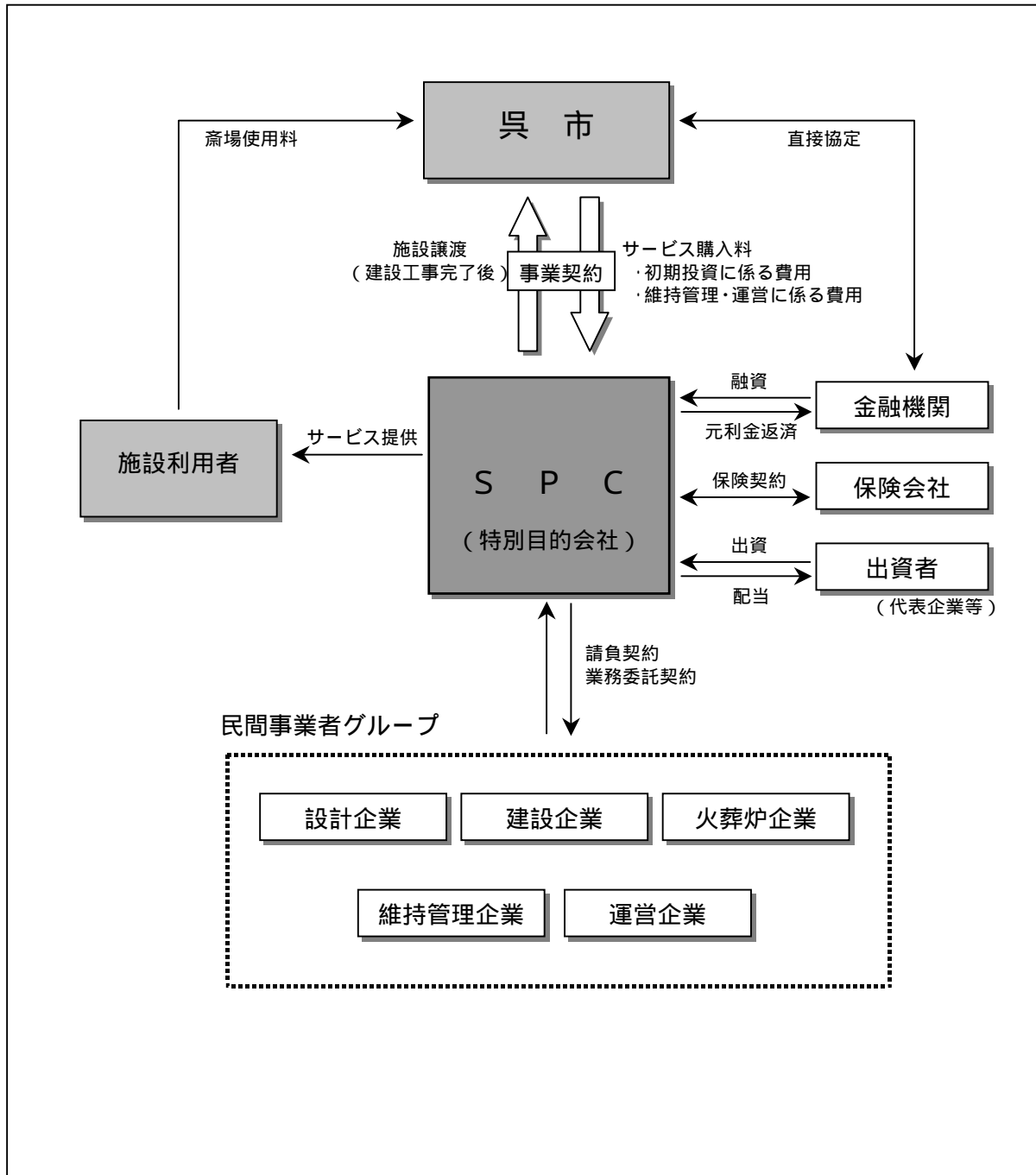
(4) 維持管理リスク

リスク項目	リスクの概要	市	民間	分担
かしリスク	隠れたかしの担保責任			
仕様変更リスク	市の要請による運営期間中の仕様の変更			
維持管理コストリスク	維持管理費が予想を上回った場合（物価変動によるものを除く。）			
設備更新リスク	設備更新費が予想を上回った場合（物価変動によるものを除く。）			
性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）			
施設損傷リスク	施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことに起因 市の責めによる事故・火災等 民間事業者の責めによる事故・火災等			

(5) 運営リスク

リスク項目	リスクの概要	市	民間	分担
計画変更リスク	市の要請による事業内容・用途の変更			
支払遅延リスク	市からのサービスの対価の支払遅延・不能			
性能リスク	要求水準不適合			
利用者への対応リスク	施設内における事故の発生 施設利用者からの苦情、訴訟			
運営コスト増大リスク	市の要請による事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増加 上記以外の要因による業務量及び運営費の増加（物価変動によるものを除く。）			
火葬件数増加リスク	市が提示した火葬件数予測値に対し、実施した火葬件数の増加による燃料費等の増加			

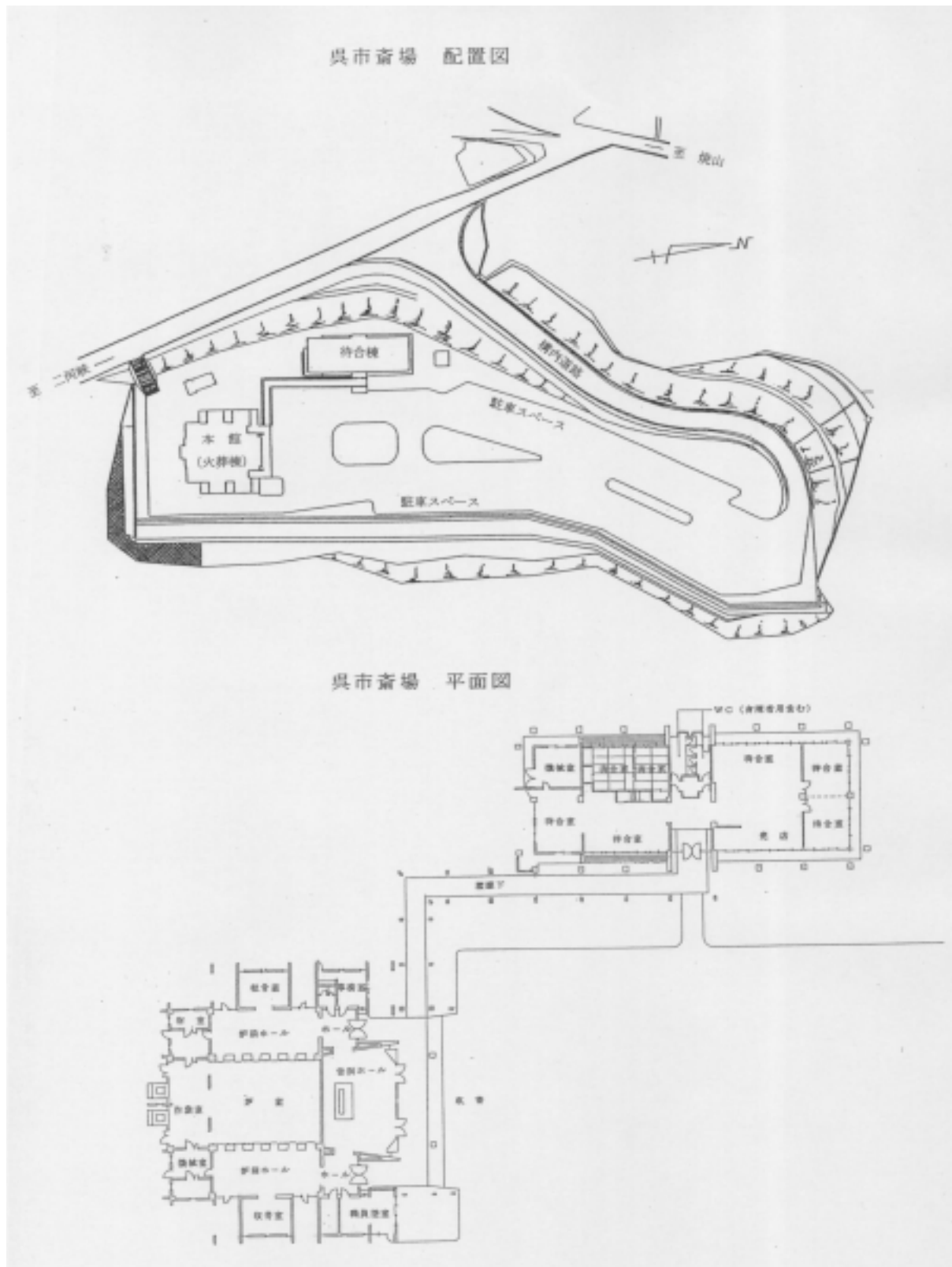
別添資料 2 : 事業スキーム(例)



別添資料 3 : 位置図



別添資料 4：敷地現況図



平成 年 月 日

実施方針説明会 参加希望書

「(仮称)呉市斎場整備等事業」の実施方針説明会への参加を希望しますので提出します。

出席者	会社名	
	所在地	
	所属/担当氏名	
	電話	
	Fax	
	電子メールアドレス	
	参加希望人数	(2名以下でお願いします。)

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書・質問書

「(仮称)呉市斎場整備等事業 実施方針」について、次のとおり意見・質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	所属/担当氏名	
	電話	
	Fax	
	電子メールアドレス	
項目	(該当する実施方針等の頁数, 項目等を明記してください。)	
内容	意見 質問 (どちらかにチェックしてください。)	

本様式 1 枚につき 1 問とし, 簡潔にまとめて記載してください。